

公益財団法人新座市スポーツ協会 賛助会員規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人新座市スポーツ協会定款第42条第3項の規定に基づき、賛助会員について必要な事項を定める。

(種類)

第2条 賛助会員は、個人会員及び法人会員の2種とする。

2 個人会員は、一般の個人会員及び役員会員（評議員、理事、監事及び加盟団体協議会委員）とする。

3 法人会員は、企業その他の法人及び当協会加盟団体とする。

(会費)

第3条 賛助会員の会費は、年額会費とし、次のとおりとする。

(1) 個人会員 1口 1,000円

(2) 法人会員 1口 10,000円

2 賛助会費の口数は、制限しない。

3 既納の会費は、いかなる場合にも返還しない。

(入会方法)

第4条 賛助会員になろうとする者は、所定の入会申込書に必要事項を記入し、会費を添えて、会長に提出するものとする。

(退会)

第5条 賛助会員は、退会届を会長に提出し、いつでも退会できるものとする。

2 会費の納入が1年度以上滞った場合は、退会届の提出がなくてもその資格を喪失する。

(除名)

第6条 賛助会員が、協会の名誉を傷つけ協会に損害を与え、又は協会の目的に反する行為をしたものは、理事会の決議により除名することができる。

2 賛助会員の除名が審議される理事会において、当該会員には弁明の機会を与えなければならない。

(改廃)

第7条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附 則

この規程は、公益財団法人新座市体育協会の設立の登記の日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。